

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年3月28日
【会社名】	アクセルマーク株式会社
【英訳名】	AXEL MARK INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 尾下 順治
【本店の所在の場所】	東京都中野区本町一丁目32番2号
【電話番号】	03 - 5354 - 3351
【事務連絡者氏名】	経理財務本部長 鈴木 啓太
【最寄りの連絡場所】	東京都中野区本町一丁目32番2号
【電話番号】	03 - 5354 - 3351
【事務連絡者氏名】	経理財務本部長 鈴木 啓太
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 349,969,200円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	204,900株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、当社の単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 平成30年3月28日付の当社取締役会において発行を決議しております。
 2. 振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。
 名称：株式会社証券保管振替機構
 住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	204,900株	349,969,200	174,984,600
一般募集			
計(総発行株式)	204,900株	349,969,200	174,984,600

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。
 2. 発行価額の総額は会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は174,984,600円であります。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
1,708	854	100株	平成30年4月13日(金)		平成30年4月13日(金)

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。割当予定先の状況については後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況」をご参照下さい。
 2. 発行価額は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。
 3. 申込みの方法は、当社と割当予定先との間で有価証券届出書の効力発生後に総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとし、
 4. 払込期日までに当該株式の割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、当該株式の割当を受ける権利は消滅いたします。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
アクセルマーク株式会社 経理財務本部	東京都中野区本町一丁目32番2号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 新宿中央支店	東京都新宿区西新宿一丁目8番1号

(注) 銀行名変更に伴い平成30年4月1日より、株式会社三菱UFJ銀行 新宿中央支店に変更となります。

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
349,969,200	2,000,000	347,969,200

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額の内訳は、有価証券届出書等の書類作成費用、変更登記費用、その他手数料等の合計額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額347,969,200円の使途については、以下のとおり充当する予定としております。

内容	予定金額	支出予定時期
新規ゲームタイトルの開発・制作関連費用	347,969千円	平成30年4月から平成32年3月

当社グループがKLab株式会社(以下、「KLab社」という。)と共同開発を進めている「幽遊白書 100%本気(マジ)バトル」では、当社の完全子会社であるアクセルゲームスタジオ株式会社が企画・開発・運営を担当し、KLab社がIPライセンスの獲得・企画監修・マーケティング・パブリッシングを担当しております。この共同開発を踏まえ、KLab社と共同して新規ゲームタイトルの開発、運営を行っていくことは、更なる企業価値の向上につながるものと考えております。

そこで当社は、KLab社と平成30年3月28日付で資本業務提携契約(以下、「本資本業務提携」という。)を締結し、新規ゲームタイトルの共同開発に関して業務提携を行うことを決定いたしました。KLab社に対する第三者割当による新株式の発行(以下、「本第三者割当増資」という。)による手取金は、新規ゲームタイトルの開発・制作関連費用に充当する予定ですが、具体的な支出内容については、今後の協議により決定するため現時点では決定しておりません。

調達資金を実際に支出するまでは、銀行預金で管理する予定であります。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

(1) 割当予定先の概要

名称	KLab株式会社
本店の所在地	東京都港区六本木六丁目10番1号
直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 事業年度第18期 (自平成29年1月1日至平成29年12月31日) 平成30年3月26日に関東財務局長に提出

(2) 提出者と割当予定先との関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引等関係	当社グループは、当該会社とゲームタイトルの共同開発を行っております。

(注) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との関係の欄は、本有価証券届出書提出日(平成30年3月28日)現在のものです。

(3) 割当予定先の選定理由

当社は、インターネットを通じて、エンターテインメントをより多くの人に、たくさん届けることを当社の使命と捉え、「楽しいで世界をつなぐ」を经营理念として、ゲーム事業、広告事業、and Experience事業の3事業を展開しており、直近では、これらで培った知見等をもとにオンラインエンターテインメント領域において昨年末から急速に拡大を始めたDApp(ブロックチェーン技術を活用した分散型アプリケーション)分野への参入を発表しています。

当社のゲーム事業が属するスマートフォン向けアプリを中心としたオンラインゲーム市場は、スマートフォンの普及に伴う市場規模の拡大だけでなく、様々な新しい技術が採用され多種多様なアプリが世の中に配信されており、多数のゲームが競合する状況となっております。また、ゲーム品質の向上、世界観のより詳細な設定、既に市場に提供されているタイトルとの差別化が求められており、世界観やシナリオ、キャラクターのグラフィックなどが確立されているIP(注1)をモチーフとしたゲームの有用性、必然性が高まっております。

こうしたスマートフォン向けアプリを中心としたオンラインゲーム市場において、新規タイトルの開発を行い、クオリティーの高いゲームをサービス提供するためには、年々開発期間が長期化しており、必要となる開発人件費や外注費が増加しております。これに加えて、新たなゲームが多く提供されている市場環境のなか、継続的な事業成長のためには、戦略的かつ効果的なプロモーションが重要になってきていると考えております。

このような状況において、当社グループとKLab社は、大きな投資が必要となる新たなゲーム制作において、双方のノウハウを活かし、役割を分担することで、よりクオリティーの高いゲームを制作することを目的に、平成28年7月よりゲームタイトル「幽遊白書 100%本気(マジ)バトル」を共同して企画開発を進めております。

今回の資本業務提携先であるKLab社は、ゲーム事業として、スマートフォン向けアプリを中心にモバイルオンラインゲームの企画、開発、運営を行っております。日本国内のみならず海外各国へ積極的にゲームを提供しグローバルな展開をしており、「ラブライブ! スクールアイドルフェスティバル」、「BLEACH Brave Souls」、「キャプテン翼 ~たたかえドリームチーム~」等、多数のヒットタイトルを手掛けております。その他、アニメーション製作委員会への出資や参画など、IPの獲得や創出に向けた取り組みも行っております。

こうした中で、当社グループとKLab社は、業務提携の内容として、現在、共同開発を進めている「幽遊白書 100%本気(マジ)バトル」での共同開発の実績を踏まえ、モバイルコンテンツの開発・運営ノウハウをもつ当社と、ゲームの企画及び人気IPのゲーム化権の獲得に長けたKLab社との関係性を強め、互いの経営資源を最大限に活用し、共同して新たなゲームタイトルの企画開発を行っていくことで、今後、両社の事業の更なる発展を目指していくことを目的として本資本業務提携契約を締結いたしました。

また、KLab社との関係性を強め、業務提携の効果をより高めることが、当社グループの中長期的な発展と成長に繋がり、ひいては株主のみなさまへの利益に資するものとの判断から、資本提携としてKLab社を第三者割当の割当先とした本第三者割当増資の実施を決定致しました。

当社といたしましては、本資本業務提携によって、ゲーム事業における事業基盤の強化につながるものと考えており、ゲーム事業のさらなる発展・成長を目指していくとともに、ゲーム事業の発展・成長を通じた組織の強化を通じて、オンラインエンターテインメント領域において昨年末から急速に拡大を始めたDApp分野など他の事業分野においても効果が波及していくものと考えております。

(注) 1 . Intellectual Property(知的財産)の略称

(4) 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 204,900株

(5) 株券等の保有方針

割当予定先であるKLab社は、本資本業務提携の趣旨に鑑み、本第三者割当増資により取得する当社株式を長期的に保有する方針であることを口頭で確認しております。

当社は、割当予定先から、割当予定先が払込期日から2年以内に本第三者割当増資により発行される株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対して書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

(6) 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先の第18期第3四半期報告書(平成29年11月9日提出)及び第18期有価証券報告書(平成30年3月26日提出)に記載の財務諸表により総資産額、純資産額及び現預金の額等の状況を確認した結果、割当予定先は本第三者割当増資の払込みについて必要かつ十分な資金を有していると認められることから、当該払込みに支障はないものと判断しております。

(7) 割当予定先の実態

当社は、割当予定先であるKLab社から反社会的勢力とは関係がない旨の説明を受けております。当社においても、以下の内容を面談等による聴取とホームページの閲覧等を実施し、割当予定先であるKLab社は、東京証券取引所市場第一部に上場しており、同取引所に提出している「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」(最終更新日平成30年3月26日)の中で反社会的勢力との関係を一切遮断する旨の宣言をされていることを確認しております。

以上から、当社は、割当予定先及びこれらの役員が反社会的勢力とは一切関係がないものと判断しております。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本第三者割当増資における新株式(以下、「本新株式」という。)の発行価額は、割当予定先であるKLab社との協議を経て、本新株式の発行に係る平成30年3月28日付の取締役会決議日の直前営業日(平成30年3月27日)の東京証券取引所における当社普通株式の終値である1,708円といたしました。

当社が取締役会決議日の直前営業日の終値を発行価額としたのは、当社の企業価値を最も合理的に反映していると考えられる当社普通株式の市場価格を基準に決定しており、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」では、第三者割当増資の発行価額は、原則として取締役会決議日の直前営業日の株価に0.9を乗じた額以上の価額であるべきこととされているため、この発行価額は合理的であると認識しております。

なお、当該発行価額は取締役会決議日の直前営業日までの直近1か月間の終値平均値1,419円(円未満を四捨五入。以下、終値平均値の算出について同じ)に対して20.37%のプレミアム、取締役会決議日の直前営業日までの直近3か月間の終値平均値1,365円に対して25.13%のプレミアム、取締役会決議日の直前営業日までの直近6か月間の終値平均値1,425円に対して19.86%のプレミアムとなっております。

また、本新株式の発行価額の決定にあたっては、当社監査役3名全員(うち、社外監査役2名)より、上記記載と同様の理由により当該発行価額の算定根拠には合理性があり、また、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、割当予定先に特に有利な発行価額には該当せず、当該発行価額は適法である旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資における新規発行株式数204,900株(議決権数2,049個)は、平成29年9月30日現在の当社発行済株式総数4,370,900株(議決権総数43,699個)に対して、4.69%(議決権総数に対し4.69%)(小数点第三位を四捨五入)の希薄化が生じるものと認識しております。

しかしながら、本第三者割当増資は、KLab社との資本業務提携に基づき実施されるものであり、本資本業務提携を履行することは、中長期的な視点から今後の当社グループの企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の利益にも資するものと判断しており、「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 (5) 株券等の保有方針」に記載の通り、割当予定先であるKLab社は当社株式を長期的に保有する方針であり、今回の発行数量及びこれによる株式の希薄化の規模及び流通市場への影響はかかる目的達成のうえで、合理的であると判断いたしました。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の 総議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
株式会社セプテーニ・ホールディングス	東京都新宿区西新宿八丁目17番1号	1,306,500	29.90	1,306,500	28.43
KLab株式会社	東京都港区六本木六丁目10番1号			204,900	4.46
尾下 順治	東京都武蔵野市	165,300	3.78	165,300	3.60
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番10号	106,200	2.43	106,200	2.31
UBS AG LONDON ASIA EQUITIES(常任代理人UBS証券株式会社)	1 FINSBURY AVENUE, LONDON, EC2M 2 PP, UNITED KINGDOM(東京都千代田区大手町一丁目5番1号)	89,700	2.05	89,700	1.95
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町一丁目4番地	74,100	1.70	74,100	1.61
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	64,600	1.48	64,600	1.41
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW(常任代理人株式会社みずほ銀行決済営業部)	5TH FLOOR, TRINITY TOWER 9, THOMAS MORE STREET LONDON, E1W 1 YT, UNITED KINGDOM(東京都港区港南二丁目15番1号)	63,200	1.45	63,200	1.38
長谷川 幹	埼玉県熊谷市	61,100	1.40	61,100	1.33
J.P.MORGAN SECURITIES PLC(常任代理人JPモルガン証券株式会社)	25 BANK STREET CANARY WHARF LONDON UK(東京都千代田区丸の内二丁目7番3号)	30,800	0.70	30,800	0.67
計		1,961,500	44.89	2,166,400	47.15

(注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成29年9月30日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2. 割当前の「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

3. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成29年9月30日現在の議決権総数に、平成29年12月4日に行使された新株予約権の行使により増加した議決権の数200個と、本第三者割当増資により増加する議決権の数2,049個を加えた数を分母として算定しております。

4. 株式会社セプテーニ・ホールディングスより平成29年11月10日付で、大量保有報告書の変更報告書が提出されておりますが、当社として現時点における実質所有状況の確認ができませんので、上記表には含めておりません。なお、大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりです。

大量保有者	株式会社セプテーニ・ホールディングス
住所	東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
報告義務発生日	平成29年11月8日
保有株券等の数(総数)	1,041,500株
株券等保有割合	23.83%

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1. 資本金の増減について

「第四部 組込情報」の第25期有価証券報告書に記載された「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (5) 発行済株式総数、資本金等の推移」の資本金について、当該有価証券報告書提出後(平成29年12月19日提出)、本有価証券届出書提出日(平成30年3月28日)までの間において、次のとおり資本金が増加しております。

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額(千円)	資本準備金 残高(千円)
平成29年12月1日～ 平成30年3月28日	20,000	4,390,900	15,277	579,177	15,277	164,098

(注) 1. 新株予約権の行使による増加であります。

2. 当社は、第25期有価証券報告書を平成29年12月19日に提出しておりますが、当該有価証券報告書において、発行済株式総数増減数、発行済株式総数残高、資本金増減額及び資本金残高、資本準備金増減額及び資本準備金残高には、平成29年12月1日から当該有価証券報告書提出日(平成29年12月19日)までの間に生じた新株予約権による変動は含まれていないことから、上記の発行済株式総数増減数、発行済株式総数残高、資本金増減額及び資本金残高には、平成29年12月1日より発生した内容を記載しております。

2. 臨時報告書の提出について

当社は、「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日(平成30年3月28日)までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

(平成29年12月21日提出)

1 提出理由

平成29年12月19日開催の当社第25回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成29年12月19日

(2) 当該決議事項の内容

議 案 取締役3名選任の件

取締役として、尾下順治、川野尚吾、佐藤理一を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
議 案 取締役3名選任の件					
尾下 順治	19,668	126		(注) 1	可決(97.85%)
川野 尚吾	19,668	126			可決(97.85%)
佐藤 理一	19,668	126			可決(97.85%)

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

3. 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に掲げた第25期有価証券報告書及び第26期第1四半期報告書(以下、「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書提出日(平成30年3月28日)現在までの間に生じた変更はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(平成30年3月28日)現在においても変更の必要はないものと判断しております。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第25期)	自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日	平成29年12月19日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第26期第1四半期)	自 平成29年10月1日 至 平成29年12月31日	平成30年2月9日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成29年12月19日

アクセルマーク株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柏木 忠 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩崎 剛 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアクセルマーク株式会社の平成28年10月1日から平成29年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アクセルマーク株式会社及び連結子会社の平成29年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

その他の事項

会社の平成28年9月30日をもって終了した前連結会計年度の連結財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該連結財務諸表に対して平成28年12月20日付けで無限定適正意見を表明している。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、アクセルマーク株式会社の平成29年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、アクセルマーク株式会社が平成29年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
 2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成29年12月19日

アクセルマーク株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柏木 忠 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩崎 剛 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアクセルマーク株式会社の平成28年10月1日から平成29年9月30日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アクセルマーク株式会社の平成29年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

その他の事項

会社の平成28年9月30日をもって終了した前事業年度の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して平成28年12月20日付けで無限定適正意見を表明している。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
- 2．X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年2月9日

アクセルマーク株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柏 木 忠 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩 崎 剛 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているアクセルマーク株式会社の平成29年10月1日から平成30年9月30日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成29年10月1日から平成29年12月31日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成29年10月1日から平成29年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、アクセルマーク株式会社及び連結子会社の平成29年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。